

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附 則

（平成二十年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成二十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から第六号及び第七号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百六十九億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億千四百八十八万九千円

五 平成二十年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

六 平成十九年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百一十一億円

2 平成二十年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

（平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金額の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金額の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
-----	-----

平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

3 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千五百三十九億円
平成二十八年度	三千九百二十四億円
平成二十九年度	三千四百三十一億円
平成三十年 度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二年 度	千九百六十七億円
平成三十三年 度	千四百六十五億円

平成三十四年度	九百六十六億円
平成三十五年度	四百五十九億円

- 4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち千三百四十八億七千五百六十二万二千元、平成十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三百九十七億八千九百七十七円及び平成十八年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち三千十六億七千七百万円について、平成二十一年度に当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億七千七百万円を、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円をそれぞれ減額する。
- 5 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十一年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度の分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で平成二十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(3)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十一年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ることに伴い平成二十一年度において必要となる額

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第一項に規定する特別交付金の平成二十一年度の総額

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（剰余金の処理）

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお剰余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

（一般会計からの繰入れの特例）

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に

繰り入れるものとする。

附 則

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度及び平成二十一年度にあつては三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円（以下この項において「平成二十年度分等の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十年度分等の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができるとする。

年 度	控 除 額
平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年	一兆三千九百二十億円
平成二十八年	一兆五千三百十億円
平成二十九年	一兆六千八百四十一億円
平成三十年	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年	二兆三百七十七億円
平成三十二年	二兆二千四百十七億円

平成三十三年度	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年度	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年度	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年度	三兆七百十九億円
平成三十七年度	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年度	三兆五千八百九十七億九千五百四十万八千円

- 2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。
- 3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号及び第四号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千五百三十九億円
平成二十八年 度	三千九百二十四億円
平成二十九年 度	三千四百三十一億円
平成三十年 度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二年 度	千九百六十七億円
平成三十三年 度	千四百六十五億円
平成三十四年 度	九百六十六億円
平成三十五年 度	四百五十九億円